

朝倉市イントラネット構築業務委託
仕様書

朝倉市
D X推進室

1. 業務名称

朝倉市イントラネット構築業務（以下「本業務」という。）

2. 目的

朝倉市（以下「発注者」という。）では、平成 18 年の市町村合併時に地域イントラネット基盤整備業務により、市内の公共施設（市庁舎・生涯学習施設・学校等）を自営の光網で接続している。しかし、敷設から 20 年が経過し、光ファイバーケーブル等の劣化が見受けられるため、本業務を実施するものである。

本業務の実施にあたっては、民間業務者の提供する V P N サービスを利用して、公共施設等を閉域網で接続することで、コスト削減と最新技術の活用を図ることを目的としているため、業務者においては本業務の目的を十分理解した上で業務の履行にあたり、遺漏及び事故の無いように留意すること。

また、令和 8 年 1 月 5 日より新庁舎にて業務を行うこととなるため、新庁舎移転のスケジュールを考慮した構築とすること。

3. 業務範囲

- ① 拠点間を接続するための通信サービスの提供
- ② 環境構築（回線の施設への引き込み、ONU 設置等）
- ③ 新庁舎移転に伴う臨時通信サービスの提供
- ④ 通信サービス等の運用保守

4. 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

ただし、以下に記載する新庁舎移転のスケジュールを考慮した構築を行うこととし、詳細については、発注者及び別途調達を行う市内ネットワーク構築業務者と協議のうえ決定すること。

〈新庁舎移転スケジュール〉

令和 7 年 1 1 月 2 8 日 庁舎引き渡し

1 2 月 2 8 日～令和 8 年 1 月 4 日 閉庁日

令和 8 年 1 月 5 日 新庁舎

※ 新庁舎以外の施設への ONU 設置については、令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日までに設置作業を完了させること。

新庁舎への ONU 等の設置は、令和 7 年 1 1 月 2 8 日から 1 2 月 5 日までに行うこと。

5. 接続拠点

接続拠点は、別紙 1 「対象拠点一覧」のとおりとし、ネットワーク網毎に通信サービスを開設すること。（別紙 2 「ネットワーク網構成案」を参考）

6. 接続構成

構成は、新庁舎と各拠点に接続する構成とする。なお、新庁舎へアクセスする回線については、拠点毎の PC 台数を参考に回線の集中を回避する構成を提案すること。別紙 3「接続構成例」の記載は参考とし、必須要件とはしない。

7. 回線仕様

(1) 通信サービス要件

以下の要件を満たす、通信サービスを提供すること。

- ① 閉域網のサービスであること。
- ② IPoE(IPv6)または PPPoE(IPv4)による拠点間通信が可能であること。
- ③ インターネットを経由しない閉域網であり、閉域網通信を実現すること。
- ④ データリンク層 (L2) 通信が利用できること。
- ⑤ 本市が指定する VLAN (IEEE802.1Q) を利用できることとし、任意の Tag (VLAN グループを識別するための固有の識別番号) を庁舎及び出先機関まで透過できること。
- ⑥ 各拠点に接続する回線は、光ファイバーケーブルを利用すること。
- ⑦ ベストエフォート型の最大 1 Gbps の通信速度であること。
- ⑧ 提供する通信設備は、受注者が自ら所有する設備で構成されていること。
- ⑨ 回線事業者の範囲として、回線を終端する機器を置き、責任分界点を明確にすること。
また、RJ-45 のインターフェースを有すること。
- ⑩ モバイル回線から本業務で調達する閉域網のサービスに接続できる機能を有すること。
なお、本業務においてモバイル接続のサービス及びモバイル回線の調達は含まない。
- ⑪ 受注者は、以下の項目についてサービス品質保証制度 (SLA) を設定し、本業務で調達を行う通信サービスに適用すること。
 - ・稼働率
 - ・遅延時間
 - ・故障回復時間

(2) 構築要件

- ① 設定作業の所掌範囲を明確にし、作業日程や手順等を本市と協議し合意すること。
- ② 本庁および各拠点のアクセス回線導入工事等を実施する際には、事前に十分な現場調査・調整を実施するとともに、関連法規を遵守し、受注者の責任のもとに円滑に作業を行うこと。なお、施工方法及び施工実施日時等については本市の担当者に対し事前に十分説明し、合意すること。
- ③ アクセス回線は回線終端装置を設置することとし、設置場所については、運用や災害等を考慮すること。なお、導入工事に伴い必要となる、本市が所有するルータ、スイッチ

等のネットワーク機器およびタブレット、ノートパソコン等の端末機器に対する変更（設定、配線、移設等の変更）は工事の対象外とする。変更が必要になった場合は、本市の担当者に速やかに報告すること。

- ④ 各拠点において、本市の指定する場所まで通信回線及び ONU 等の機器を敷設し、必要な設定を行うこと。
- ⑤ 行政ネットワーク網の通信方式は、IPoE もしくは PPPoE のどちらを選択しても可とするが、別紙 1「対象拠点一覧」に記載の PC 数を参考に最適な提案を行うこと。
- ⑥ 公共 WiFi ネットワーク網の通信方式は、公共 WiFi ネットワーク網のうち項番 1～5 の施設は IPoE とし、項番 6～21 の施設は IPoE もしくは PPPoE どちらの通信方式を選択しても可とする。
- ⑦ 内線電話ネットワーク網の通信方式は、IPoE もしくは PPPoE のどちらを選択しても可とする。
- ⑧ 令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの期間、新庁舎と現庁舎の間及び新庁舎とデータセンター（市内）の間で臨時通信サービスを提供すること。（別紙 4「新庁舎移転イメージ」）

（3）運用保守要件

運用保守要件を以下に示す。

- ① 別紙 1「対象拠点一覧」に記載する項番 2 から 7 及び 65 の拠点と新庁舎間の回線は、24 時間 365 日（有人受付が望ましい）の監視・保守を行うこと
- ② ①以外の拠点と新庁舎間の回線は、平日の 9 時から 17 時までの保守体制を構築すること。
- ③ 受注者は、故障発生時には迅速な故障切り分けを行うとともに、速やかに復旧を図ること。
- ④ 回線状態を監視する手法を有し、障害発生状況を把握できる運用体制とすること。

8. プロジェクト体制・管理

（1）プロジェクト体制

- ① 本業務に従事する担当者は、本業務において取り扱う情報等の重要性を十分に認識するとともに、本業務と類似の業務に従事した経験のある人員を選任し作業を実施すること。
- ② ①の担当者は、原則として本業務において本市との会議に全て参加できる体制をとること。やむを得ず欠席する場合は、代理者の選任にあわせて本市の承認を得ること。

（2）プロジェクト管理

本業務を実施するにあたりプロジェクト計画書を提出すること。プロジェクト計画書にはプロジェクト管理に係る方法を記載すること。なお、以下の記載は必須とする。

- ・体制図
- ・スケジュール（ガントチャート形式で作成すること）
- ・課題管理方法
- ・定例会に関する事項
- ・その他本業務を実施するにあたり必要とする事項

（３）定例会

- ① 構築期間（令和７年度）については、発注者が指定する場所において、毎月１回は対面で必ず実施し、環境構築等の進捗状況や課題等を報告及び協議すること。この時、報告及び協議に必要な資料は受注者が作成し、前日までに発注者へ電子データにて提出すること。
- ② 定例会終了後、受注者は議事録を作成し、発注者の承認を得ること。

９．納品物

受注者は契約締結後、発注者が指定する期日までに、以下に記載する納品物を紙媒体（製本済）１部及び電子データ１部を提出すること。なお、電子データは PDF 形式に加え、編集可能なデータ形式（.docx,.xlsx,.pptx 等）とすること。

- ・ネットワーク構成図
- ・現地作業手順書
- ・試験成績書
- ・その他発注者が必要と判断したもの

１０．守秘義務及び情報セキュリティ等の確保

- ① 受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- ② 受注者は、業務で使用する各種資料やデータに含まれる機密情報や個人情報等の紛失、漏えい等が発生しないように、データセキュリティ対策及び個人情報保護対策を講じなければならない。
- ③ 受注者は、業務上取り扱う機密性の高い資料等について、運搬時の紛失等における情報漏えい事故を防止するため、電子メールまたはファイル交換サービス等を用いて、データの収受を行う。また、発注者へ提出するデータ等は、事前にウイルスチェック等を実施すること。（USB メモリによる収受は原則不可とする。）

１１．著作権

本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、発注者に帰属する。ただし、成果物に受注者又は第三者の著作物が含まれる場合、受注者が本業務を行うにあたり、

新たに作成した著作物を除き、当該著作物の著作権は従前から著作権者に帰属する。

1 2. 特記事項

本仕様書に定めなき事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者にて協議の上で、決定する。

別紙１「対象拠点一覧」

行政ネットワーク網

項番	拠点名	住所	接続 PC 数
1	朝倉市役所本庁舎（新庁舎）	朝倉市甘木 2 3 2 - 1	
2	朝倉市役所朝倉支所	朝倉市宮野 2 0 4 6 - 1	58
3	朝倉市役所杷木支所	朝倉市杷木池田 4 8 3 - 1	58
4	朝倉市総合市民センター（生涯学習棟）	朝倉市甘木 1 9 8 - 1	124
5	朝倉市総合市民センター（保健福祉棟）	朝倉市甘木 1 9 8 - 1	10
6	朝倉地域生涯学習センター	朝倉市宮野 1 9 9 7	14
7	杷木地域生涯学習センター（らくゆう館）	朝倉市杷木池田 4 8 3 - 1	13
8	秋月博物館	朝倉市秋月野鳥 5 3 2	7
9	甘木歴史資料館	朝倉市甘木 2 1 6 - 2	4
1 0	平塚川添遺跡体験学習館	朝倉市平塚 4 4 4 - 4	2
1 1	甘木テニスコート	朝倉市宮野 2 0 0 3 - 1	1
1 2	朝倉体育センター	朝倉市宮野 2 0 0 0 - 1	1
1 3	サンライズ杷木	朝倉市杷木久喜宮 1 6 8 5	1
1 4	環境センター	朝倉市堤 4 - 6	8
1 5	朝倉市移住定住交流センター	朝倉市甘木 1 3 3 1 5 - 1	5
1 6	甘木総合隣保館	朝倉市甘木 1 3 7 3 - 2	3
1 7	杷木人権啓発センター	朝倉市杷木林田 8 7 2 - 5 4	3
1 8	持丸浄水場	朝倉市持丸 2 1 7	3
1 9	朝倉診療所	朝倉市古毛 5 8 5	9
2 0	安川保育所	朝倉市千手 7 9 3 - 1	8
2 1	福田保育所	朝倉市小隈 2 7 7 - 1	7
2 2	蜷城保育所	朝倉市林田 2 4 4	7
2 3	黄金川保育所	朝倉市屋永 3 2 7 7 - 1	9
2 4	三奈木保育所	朝倉市三奈木 4 5 9 2	7
2 5	杷木保育所	朝倉市杷木林田 4 4 3	5
2 6	久喜宮保育所	朝倉市杷木久喜宮 8 5 6 - 7	7
2 7	志和保育所	朝倉市杷木志波 4 9 2 9 - 2 4	4
2 8	上秋月コミュニティセンター	朝倉市上秋月 1 3 7 3 - 1	3
2 9	秋月コミュニティセンター	朝倉市秋月 6 6 9	3
3 0	安川コミュニティセンター (R7.10 移転予定)	朝倉市下淵 8 0 5 - 1 (予定)	3
3 1	朝倉市甘木地域センター	朝倉市甘木 7 6 4 - 2	5

3 2	馬田コミュニティセンター	朝倉市馬田 1 2 8 6	4
3 3	立石コミュニティセンター	朝倉市頓田 2 0 5 - 1	7
3 4	福田コミュニティセンター	朝倉市小隈 2 1 9 - 1	3
3 5	蜷城コミュニティセンター	朝倉市林田 2 4 2	3
3 6	金川コミュニティセンター	朝倉市屋永 3 2 6 6	3
3 7	三奈木コミュニティセンター	朝倉市三奈木 4 2 6 0 - 6	4
3 8	高木コミュニティセンター	朝倉市黒川 3 9 7 2 - 1	4
3 9	高木コミュニティセンター佐田分館	朝倉市佐田 4 2 7 7	2
4 0	美奈宜の杜コミュニティセンター	朝倉市美奈宜の杜 5 - 1 2 - 2 0	2
4 1	松末コミュニティセンター	朝倉市杷木星丸 1 1 7 5 - 1	3
4 2	久喜宮地域防災拠点施設	朝倉市杷木久喜宮 8 6 5 - 1	3
4 3	志波地域防災拠点施設	朝倉市杷木志波 4 6 6 9 - 1	2
4 4	健康福祉館（卑弥呼ロマンの湯）	朝倉市甘木 1 9 8 - 1	7
4 5	朝倉老人福祉センター	朝倉市宮野 2 0 4 7 - 1	1
4 6	杷木老人福祉センター	朝倉市杷木寒水 9 9 - 2	1
4 7	三奈木小学校	朝倉市三奈木 4 5 6 4	4
4 8	金川小学校	朝倉市屋永 3 1 4 8	4
4 9	蜷城小学校	朝倉市林田 2 2 0	4
5 0	福田小学校	朝倉市小田 4 5 0	4
5 1	立石小学校	朝倉市頓田 3 8 0 - 1	4
5 2	馬田小学校	朝倉市馬田 1 2 4 3	4
5 3	秋月小学校	朝倉市長谷山 5 0	4
5 4	甘木小学校	朝倉市甘木 1 9 4 5	4
5 5	杷木小学校	朝倉市杷木寒水 1 7 5	4
5 6	朝倉東小学校	朝倉市須川 2 6 8 0	4
5 7	大福小学校	朝倉市大庭 3 5 9 4	4
5 8	十文字中学校	朝倉市三奈木 3 7 1 0	4
5 9	南陵中学校	朝倉市平塚 1 5 1 9	4
6 0	秋月中学校	朝倉市秋月野鳥 6 6 3	4
6 1	甘木中学校	朝倉市堤 1 4 3 0 - 1	4
6 2	杷木中学校	朝倉市杷木池田 8 2 2 - 1	4
6 3	比良松中学校	朝倉市宮野 2 0 3 0	4
6 4	旧甘木・朝倉市町村会館	朝倉市甘木 8 7 3 - 3	10
6 5	甘木・朝倉消防本部	朝倉市一木 1 8 - 2 0	60

※PC 数については増減の場合あり

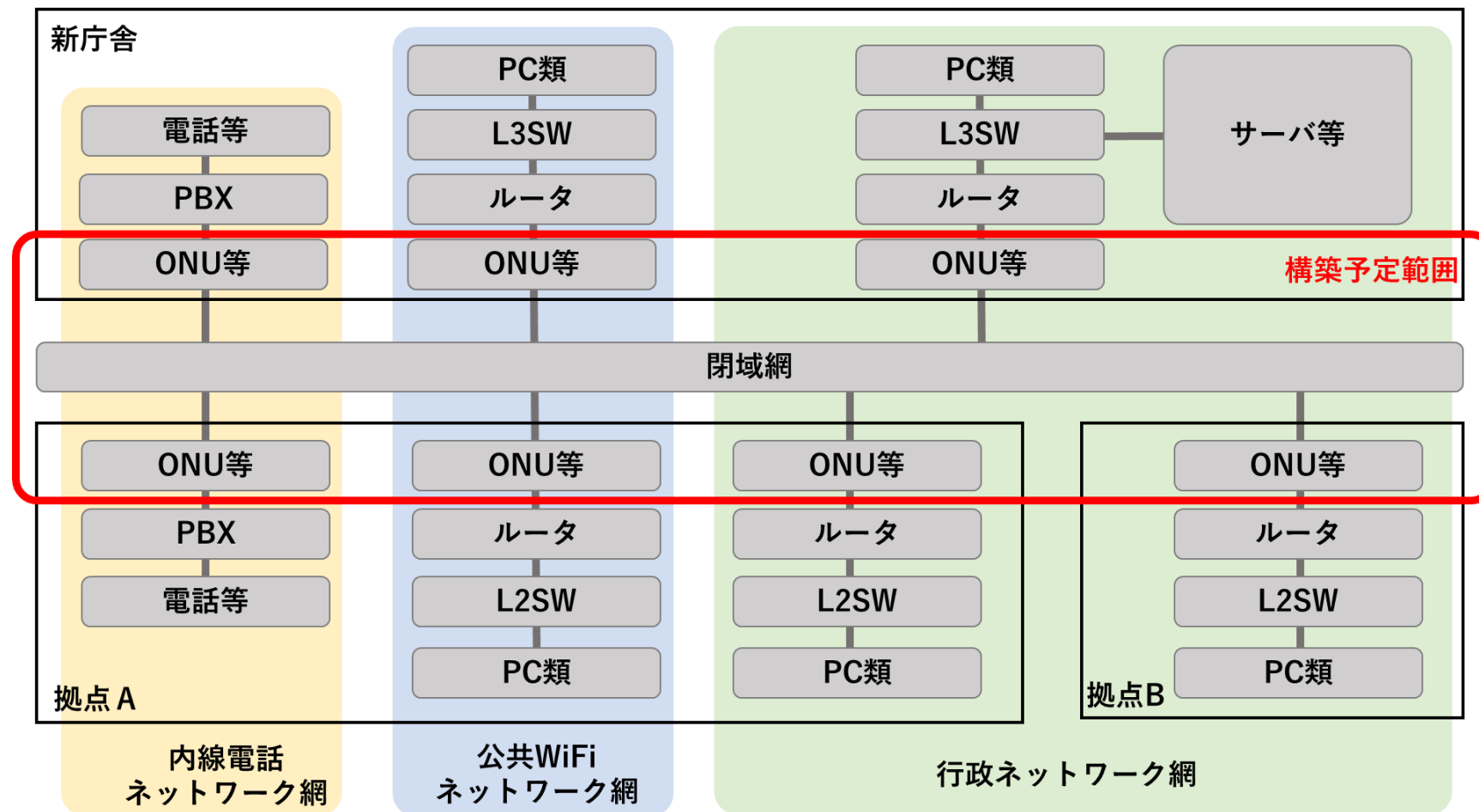
公共 WiFi ネットワーク網

項番	拠点名	住所
1	朝倉市役所本庁舎（新庁舎）	朝倉市甘木 2 3 2 - 1
2	朝倉市総合市民センター（生涯学習棟）	朝倉市甘木 1 9 8 - 1
3	朝倉地域生涯学習センター	朝倉市宮野 1 9 9 7
4	杷木地域生涯学習センター（らくゆう館）	朝倉市杷木池田 4 8 3 - 1
5	朝倉診療所	朝倉市古毛 5 8 5
6	上秋月コミュニティセンター	朝倉市上秋月 1 3 7 3 - 1
7	秋月コミュニティセンター	朝倉市秋月 6 6 9
8	安川コミュニティセンター	朝倉市下湊 7 3 7 - 1
9	朝倉市甘木地域センター	朝倉市甘木 7 6 4 - 2
1 0	馬田コミュニティセンター	朝倉市馬田 1 2 8 6
1 1	立石コミュニティセンター	朝倉市頓田 2 0 5 - 1
1 2	福田コミュニティセンター	朝倉市小隈 2 1 9 - 1
1 3	蜷城コミュニティセンター	朝倉市林田 2 4 2
1 4	金川コミュニティセンター	朝倉市屋永 3 2 6 6
1 5	三奈木コミュニティセンター	朝倉市三奈木 4 2 6 0 - 6
1 6	高木コミュニティセンター	朝倉市黒川 3 9 7 2 - 1
1 7	高木コミュニティセンター佐田分館	朝倉市佐田 4 2 7 7
1 8	美奈宜の杜コミュニティセンター	朝倉市美奈宜の杜 5 - 1 2 - 2 0
1 9	松末コミュニティセンター	朝倉市杷木星丸 1 1 7 5 - 1
2 0	久喜宮地域防災拠点施設	朝倉市杷木久喜宮 8 6 5 - 1
2 1	志波地域防災拠点施設	朝倉市杷木志波 4 6 6 9 - 1

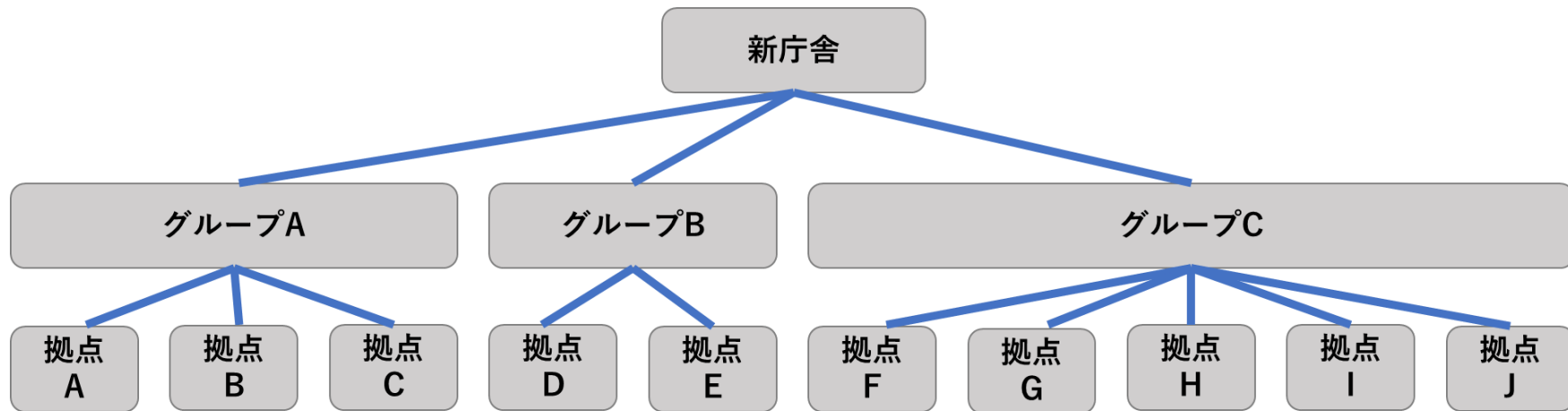
内線電話ネットワーク網

項番	拠点名	住所
1	朝倉市役所本庁舎（新庁舎）	朝倉市甘木 2 3 2 - 1
2	朝倉市役所朝倉支所	朝倉市宮野 2 0 4 6 - 1
3	朝倉市役所杷木支所	朝倉市杷木池田 4 8 3 - 1
4	朝倉市総合市民センター（生涯学習棟）	朝倉市甘木 1 9 8 - 1
5	環境センター	朝倉市堤 4 - 6

別紙2「ネットワーク網構成案」



別紙3「接続構成例」



別紙4「新庁舎移転イメージ」

